



収支の見込み（兼事業の概要付表）

1	酒類の予定仕入先	(取引先名)	(所在地)
		〇〇酒類販売(株)東京支社	東京都中央区中央〇丁目〇番〇
		取引を予定している酒類卸売業者又は酒類製造者を記載してください。	
2	酒類の予定販売先	(取引先名)	(所在地)
		千代田区大手町〇丁目～〇丁目の800世帯のうち、560世帯(70%)の申請販売場(店舗)利用者	
3	収支見積		
収入の部	(1)酒類の売上金額		円 61,500,000
	(2)その他の商品の売上金額		233,500,000
	(3)その他の収入 (不動産貸付業)		6,000,000
	A 収入金額合計 (1)+(2)+(3)		301,000,000
支出の部	(1)期首棚卸商品		円 7,200,000
	(2)酒類の仕入金額		51,025,000
	(3)その他の商品の仕入金額		204,000,000
	仕入金額合計 (2)+(3)		255,025,000
	期末棚卸商品		7,500,000
	B 売上原価合計 (1)+仕入金額合計-期末棚卸商品		254,725,000
	C 売上総利益 (A-B)		46,275,000
	D 販売費及び一般管理費		34,100,000
	E 営業利益 (C-D)		12,175,000
	F 営業外収益及び特別収益		3,600,000
G 営業外費用及び特別損失		2,000,000	
H 総利益金額 (E+F-G)		13,775,000	
4	販売見込数量及び算出根拠		【販売見込数量 90 kℓ】
令和〇年度の東京都の酒類消費量(国税庁統計年報書(令和〇年度版)及び令和〇年3月31日の東京都の世帯数(〇〇〇〇千世帯))から算出しました。なお、1世帯当たり販売量(購入量)については、予定販売先に料飲食店等がほとんどなく、一般家庭を予定していますので、東京都平均消費量の50%程度で推計し、算出しました。			
5	その他参考事項(定休日、営業時間など)		
営業時間: 24時間(年中無休)			

所要資金の額及び調達方法

1 所要資金の算出根拠	
(1)	仕入（見込み）
	① 酒類の年間仕入額 51,025 千円
	② 酒類の月間仕入額（①×1/12） 4,252 千円
	③ 在庫（②×1/2） 2,126 千円
	④ 最初の月の所要資金（②+③） 6,378 千円
	※ 酒類の商品回転率を月間1回転としました。最初の月の所要資金として、月間仕入金額に在庫分として1/2月分を加算しました。
(2)	設備 酒類の販売のため、新たに冷蔵設備を設置します。 ・ 冷蔵設備（工事費込） 3,000 千円
	千円
	千円
(3)	予備費 酒類販売の所要資金として、10,000千円を充当しますが、そのうち最初の所要資金として、9,378千円を必要とし、およそ600千円を酒類販売に係る予備費とします。
2 所有資金	
(1)	当座預金 10,000 千円
(2)	普通預金 2,000 千円
(3)	定期預金 5,000 千円
(4)	千円
	※ 酒類販売に要する資金として、当座預金から10,000千円を充当します。
3	以上のおり、自己資金で十分と考えますが、更なる資金が必要となった場合には、別添「融資証明書」記載のおり融資が受けられます。

※ 上記は一例であり、事業計画にあわせて作成してください。

（例）所要資金の調達方法についての書類

1 自己資金の場合

「資金繰表」、「資金捻出の根拠説明書」、「残高証明書」又は「預金通帳等の写し（預金者名及び残高が分かるもの）」

2 融資による場合

(1) 金融機関からの融資

「借入をする金融機関の融資証明書」

(2) 金融機関以外からの融資

「融資者の原資内容を証明する書類」

「酒類の販売管理の方法」に関する取組計画書						
(酒類販売管理者の選任予定者) 〇〇 次郎 (年齢: 51 歳)		(酒類小売販売場の所在地及び名称) 千代田区大手町〇丁目〇番〇、△番△ 〇〇マート 大手町店				
(酒類販売管理研修の受講予定等) 受講日又は受講予定日: 平成 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 研修実施団体: 〇〇小売酒販組合		(店舗全体の面積) 140 m ² (酒類売場の面積) 20 m ²		(営業時間) 時 分 ~ 時 分 24 時間 (定休日: _____)		
(酒類販売管理者に代わる責任者(予定者)の人数及び氏名等) 総数: _____ 名						
氏 名 (年 齢)		指名の基準		氏 名 (年 齢)		
〇〇 三郎 (31 歳)		(1)		〇〇 花子 (29 歳)		
(歳)				(歳)		
(歳)				(歳)		
(注)「指名の基準」欄には、次の《責任者の指名の基準》のいずれかに該当する番号を記載してください。 《責任者の指名の基準》 以下(1)~(7)に掲げるいずれかに該当する場合には、当該販売場において酒類の販売業務に従事する者の中から酒類販売管理者に代わる者を責任者として必要な人数を指名し、配置してください。 (1) 夜間(午後 11 時から翌日午前 5 時)において、酒類の販売を行う場合(成年者の指名をお願いします。) (2) 酒類販売管理者が常態として、その選任された販売場に長時間(2~3 時間以上)不在となることのある場合 (3) 酒類売場の面積が著しく大きい場合(100 平方メートルを超えるごとに、1 名以上の責任者を指名) (4) 同一建物内において酒類売場を設置している階が複数ある場合(酒類販売管理者のいない各階ごとに、1 名以上の責任者を指名) (5) 同一の階にある複数の酒類売場が著しく離れている場合(20 メートル以上離れている場合) (6) 複数の酒類売場が著しく離れていない場合であっても、同一の階において酒類売場の点在が著しい場合(3 箇所以上ある場合) (7) その他酒類販売管理者のみでは酒類の適正な販売 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">申請書に記載したものと同一業態等の区分に○印を付してください。</div>						
(申請する免許の条件) 1: 卸売業 ②: 小売業(卸小売兼業を含む) 3: 期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (免許期間の開始希望日: 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日)						
(小売販売場の業態等の区分) 1: 一般酒販店(酒屋、酒類専門店等) ②: コンビニエンスストア 3: スーパーマーケット 4: 百貨店 5: 1~4 以外の量販店(ディスカウントストア等) 6A: 業務用卸主体店 6B: ホームセンター・ドラッグストア 6C: その他(_____) ※「6C: その他」については、具体的に記載してください。						
酒類の販売業免許の申請書の記載事項である「酒類の販売管理の方法」については、本様式に記載する方法によるものとします。						
項 目		区 分		※ 税務署整理欄 (実態確認状況)		
酒類販売管理者関係	1 酒類の販売業務を開始するときまでに、酒類販売管理研修を過去 3 年以内に受けた者の中から酒類販売管理者を選任する。		はい <input checked="" type="radio"/> いいえ <input type="radio"/>		□ 適 □ 不適	
	2 公衆の見やすい場所(通信販売を行う場合は、カタログ等(インターネットを含む))に、酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講事績等を記載した標識を掲示する。		はい <input checked="" type="radio"/> いいえ <input type="radio"/>		□ 有 □ 無	
二十歳未満の者の飲酒防止関係	1 20 歳未満と思われる者に対して、身分証明証等により年齢確認を行う。		はい <input checked="" type="radio"/> いいえ <input type="radio"/>		□ 適 □ 不適	
	2 20 歳未満の者の飲酒防止に関するポスターを掲示する。		はい <input checked="" type="radio"/> いいえ <input type="radio"/>		□ 有 □ 無	
	3 「その他の取組」の概要 <small>〔※上記以外の取組をしている場合にその内容を具体的に記載してください。〔例〕「レジに啓発のためのグッズ等を置く」、「レジ袋に20歳未満の者の飲酒防止啓発のための表示をする」等〕</small> 店舗近隣で 20 歳未満飲酒防止街頭キャンペーンがある場合には、積極的にこれに参加する。					

二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準の実施予定	1 酒類の陳列場所を設けて販売する。	はい・いいえ	
	(1) 消費者が酒類に触れられない状態に置き、手渡しで販売する。	はい・いいえ	
	(2) 酒類と他の商品との売場を壁や間仕切り等で分離又は区分する。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 適 (<input type="checkbox"/> 分離・ <input type="checkbox"/> 区分) <input type="checkbox"/> 不適
	(3) 酒類の陳列場所に、表示基準に則って「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨の表示を行う。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	(4) 酒類の陳列場所に、表示基準に則って「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示を行う。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	2 酒類の通信販売（インターネットを含む）を行う。	はい・いいえ	
	(注) 1 この表示基準でいう「通信販売」とは、「通信販売酒類小売業免許」を付与されて行うものに限らず、一般酒類小売業者が免許条件の範囲内で行う通信販売を含み、商品の内容・価格などをカタログ、新聞折込チラシなどで提示し、郵便、電話、ファックスなどの方法で注文を受けて行う販売をいいます。 2 「いいえ」に「○」を付した方は、次の(1)及び(2)の記載は不要です。		
	(1) 酒類の通信販売（インターネットを含む）における広告、カタログ、申込書、納品書等に、表示基準に則って「20歳未満の者に対しては酒類を販売しない」旨の表示を行う。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	酒類の購入申込書等に年齢記載欄を設ける。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	(2) 酒類の配達を行う旨のチラシに「20歳未満の者に対しては酒類を販売しない」旨の表示を行う。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
3 酒類の自動販売機を設置しない。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

※ 以下は、酒類の自動販売機を設置する予定がない場合には記載する必要はありません。

《酒類の自動販売機に対する表示基準の実施予定》

順	号					※ 税務署整理欄 (実態確認状況)
	自動販売機の設置予定年月	令 年 月	令 年 月	令 年 月	令 年 月	
	自動販売機の種類	改良型・改良型以外	改良型・改良型以外	改良型・改良型以外	改良型・改良型以外	
	自動販売機の設置位置	店内	店外	店内・店外	店内・店外	
二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準の実施予定	20歳未満の者の飲酒は禁止されている旨			無	有・無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	免許者の氏名又は名称			無	有・無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	酒類販売管理者の氏名	有・無	有・無	有・無	有・無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	連絡先の所在地及び電話番号	有・無	有・無	有・無	有・無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	販売停止期間	有・無	有・無	有・無	有・無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	販売停止等のためのタイマーの設置の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	セレクトボタン部分への酒類である旨の表示の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適

「改良型」とは、運転免許証やIDカードによる年齢確認を行うことにより、20歳未満の者への販売を防止するタイプの自動販売機です。